
プロジェクト 金利指標改革に起因する会計上の論点**項目 注記事項の検討**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金利指標改革に起因する会計上の論点のうち注記事項について、国際的な会計基準における取扱い並びに第 152 回金融商品専門委員会（2020 年 3 月 23 日開催）及び第 428 回企業会計基準委員会（2020 年 3 月 27 日開催）で聞かれた意見を踏まえて、検討を行うことを目的としている。

II. 国際的な会計基準における取扱い**IFRS 基準における取扱い****（フェーズ 1）**

2. 2019 年 9 月に公表された「金利指標改革」（IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の修正）（以下「フェーズ 1 に関する会計基準」という。）では、以下の内容を開示することが要求されている。
 - (1) 企業のヘッジ関係が晒されている重要な金利指標
 - (2) 企業が代替的な金利指標への移行をどのように管理しているかの説明
 - (3) 金利指標改革により影響を受ける企業が管理するリスク・エクスポージャーの程度
 - (4) 企業がフェーズ 1 に関する会計基準の修正の範囲に含まれるヘッジ関係に例外措置を適用するにあたって行った重要な仮定又は判断の説明
 - (5) 企業が例外措置を適用するヘッジ関係についてのヘッジ手段の名目金額

(フェーズ2)

3. また、2020年4月に公表予定のフェーズ2に関する公開草案では、以下の開示目的を踏まえたうえで、開示項目を要求することを暫定決定している¹。

開示目的

- (1) 企業が晒されている金利指標改革から生じるリスクの性質及び程度、並びに企業がそれらのリスクをどのように管理しているのか
- (2) 金利指標から代替的な指標金利への移行の完了に関する企業の進捗状況、及び企業がその移行をどのように管理しているのか

開示項目

- (1) 金利指標から代替的な指標金利への移行をどのように管理しているのか及び報告日現在の進捗状況、並びにこの移行から生じたリスク
- (2) 改革の対象となる金利指標を引き続き参照する金融資産及び金融負債の帳簿価額（デリバティブの名目金額を含む）についての、重要な金利指標ごとの分解
- (3) 企業が晒されている重要な代替的な指標金利のそれぞれについて、契約上のキャッシュ・フローの条件変更が金利指標改革の直接の結果として要求されたものでかつ経済的に同等のベースで行われたのかどうかを評価するために、企業がどのようにしてベース金利及び当該金利に関連する調整を決定したのかの説明
- (4) 金利指標改革が企業のリスク管理戦略の変更を生じさせている場合、その変更の内容及び企業がそれらのリスクをどのように管理しているのかの記述

米国会計基準における取扱い

(開示項目)

4. 2020年3月12日に公表されたASU第2020-04号「参照金利改革（トピック848）」（以下「ASU第2020-04号」という。）では、開示について次のように定められている。

企業は、便法を適用することの選択の性質（nature）及び理由（reason）を、適用会計期間の年度と期中期間に開示しなければならない（Accounting Standards Codification 848-10-65-1 項(e)）。

¹ IASB Update（2020年1月）

5. ボードメンバーの過半数は、前項の開示は以下を示唆しているとしている（ASU 第 2020-04 号 BC104 項）。

(1) 企業が参照金利改革の影響に直面しているということを、財務諸表利用者のために強調する。

(2) 企業が特定の契約やヘッジ関係の種類に対して便法を適用することを決定したことを、財務諸表利用者が理解することに役立たせる。

(追加の開示の検討)

6. FASB は、審議の過程で追加の開示の要否の検討を行った。その具体的な追加の開示例として、以下を挙げている（ASU 第 2020-04 号 BC108 項）。

定性的開示

公表が停止されることが予想される参照金利に対する企業のエクスポージャーに焦点を当てた経営者のアプローチとその進捗

定量的開示

(1) 報告日において LIBOR 等を参照している金融商品の幅広いカテゴリー

(2) 参照金利が停止されることが十分に予想される契約条件を含んだ既存の金融商品の割合又は金額（名目金額又は帳簿価額に基づく）、及び参照金利が停止されることが十分に予想される契約条件を含んでいない既存の金融商品の割合又は金額

7. FASB は最終的に、前項の追加の開示については取り上げないことを決定した。その理由として、特に、その他の規制上の開示が既に存在している場合には、追加の開示要求による便益は、コストを上回らないと結論づけたとしている（ASU 第 2020-04 号 BC111 項）。

なお、公開草案に対するフィードバックとして以下のような意見が聞かれたことも示している（ASU 第 2020-04 号 BC110 項）。

(1) 定量的開示は、例えば米国証券取引委員会（SEC）による規制上の開示²が目的に適合しており、これらを財務諸表において開示するための追加のコストは、財務諸表利用者に追加の便益を提供しない。

² 2019 年 7 月に、SEC の 4 部局合同でスタッフ声明が発表されている。この中で、既存の SEC 開示ルールの中で、リスク要因や経営者の議論及び分析等について開示が要求されているが（例えば、Regulation S-K の Item 105 及び Form 20-F の Item D）、現在開示が行われているのは一部の業種に留まっていることから、すべての企業が LIBOR の公表停止に関するリスクの検

- (2) 公表が停止される参照金利に対するエクスポージャーを開示することは、参照金利の移行に関するビジネス・リスクに焦点を当てた企業の進捗状況を提供するが、これらのビジネス・リスクは、特定の産業の限られた企業のみ限定される。

(3 名の理事による定量的開示の必要性の主張)

8. ASU 第 2020-04 号の公表の議決にあたっては、3 名の理事が、財務諸表利用者には有用な財務情報の提供を行うという財務報告の目的が達成されないとして、公表に反対している。当該 3 名の理事は次の点に言及し、定量的開示の必要性を主張している。
- (1) 「参照金利改革の直接の結果による条件変更の影響を受けるもののうち、まだ条件変更されていない変動金利の金融商品の種類ごとの割合」を開示することが必要である。
- (2) 定量的開示の目的は、参照金利の移行期において、キャッシュ・フローの変動に対する企業のエクスポージャーについて、必要な洞察を財務諸表利用者へ提供することである。
- (3) このような企業ごとのエクスポージャーの定量化は、参照金利改革の影響を受ける企業が広範な財務的結果 (financial outcomes) を経験することになるため、必要である。
- (4) 定量的開示は、理想的には、期間ごとにロールフォワードされ、新しい参照金利が必要な残りの契約における当期の変化の様々な要因を定量化することである。さらに、金融商品の残存期間の開示も必要である。
- (5) これらのコストも正当化される。その理由は、現行の会計基準がデリバティブの定量的開示を要求していることや、企業は必要な条件変更のために、参照金利を基礎とする金融商品を把握している、又は把握する予定であるからである。
9. さらに、3 名のうち 1 名の理事は、次の点についても言及したとされている。
- (1) ASU 第 2020-04 号で要求されている開示は、ボイラープレートであり、情報価値が限定的であり、ASU 第 2020-04 号の柔軟性と相まって、利用者が財務報告に依拠できる程度を低下させる。
- (2) ASU 第 2020-04 号の適用により影響を受けた活動量を定量化するために、デリバティブの活動量に関する開示を強化すべきである。

討を促進すべきである旨が示されている。<https://www.sec.gov/news/public-statement/libor-transition#_ftnl6>

- (3) 参照金利の変更による公正価値ヘッジの累積的な帳簿価額の修正について、非現金、非経常的な金額の開示を要求するべきである。

III. これまでの検討

10. 第 152 回金融商品専門委員会及び第 428 回企業会計基準委員会では、以下の注記案を提案していた。

- (1) 金利指標改革の影響を受ける取引が貸借対照表日においてどの程度残存しているか、及び、金利指標改革に対する企業の取組みを示すことが、財務諸表利用者にとって有用であると考えられる。したがって、以下の項目を開示することが考えられる。

- ① 報告日時点において本実務対応報告を適用している場合はその旨
- ② 引き続き LIBOR を参照している金融商品の取引種類ごとの帳簿価額（デリバティブ取引については元本相当額を含む。）
- ③ LIBOR が公表停止されるまでに金利指標の置換えを完了させるための企業の対応方針

- (2) (1)②及び③の開示項目について、一般事業会社においては、本業として金融商品を扱う金融機関に比べLIBORを参照している金融商品の質的な重要性が低いため、開示をすることによるベネフィットも小さいことが想定される。一方、その帳簿価額を集計するために通常の業務においては利用していない情報を収集するための追加のコストがかかる可能性がある。

これらのコスト・ベネフィットを総合的に勘案し、一般事業会社においては(1)②及び③の開示項目を省略できることとすることが考えられる。

11. こうした提案に対し、主に以下の意見が聞かれた。

- (1) 財務諸表に与える影響の開示ではなく、LIBOR の置き換えに関する全般的な事項に関する情報となっており、このような定めを会計基準の中で設けるべきものなのかどうか疑問である。
- (2) 特例的な取扱いの議論はヘッジ会計に焦点を当てており、開示の対象も会計処理の対象と整合的にすべきである。
- (3) 本実務対応報告を適用しなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の開示を、検討した方がよいのではないか。

- (4) 一般事業会社に対する開示の定めを一部免除するのであれば、グループ内に金融業を営む事業体が存在する場合など、業種の境界を慎重に検討する必要がある。

IV. 追加的な検討

12. 前項までに示した国際的な会計基準における取扱い及び前回の事務局の提案を整理すると、その開示の目的は以下の2つに分類されると考えられる。
- (1) LIBOR が公表停止される予定である 2021 年 12 月末までに、LIBOR を参照する契約の契約条件の変更又は契約の切替が完了しないリスク (IASB のフェーズ 2 (本資料第 3 項参照)、FASB の追加的開示案 (本資料第 6 項参照) 及び前回の事務局提案 (本資料第 10 項参照) と整合的)
- (2) 同一の経済実態であるにもかかわらず、本実務対応報告を適用することにより、これを適用しない場合と異なる会計処理結果となっていること (米国会計基準 (本資料第 4 項及び第 5 項参照) と整合的と考えられる。)
13. ここで、前項(1)を開示することを目的とする注記事項は、財務諸表利用者に対して契約条件の変更等が完了しないことにより債務不履行等が発生する可能性を示唆することになり、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローについて補足的な説明を提供すると考えられる。しかしながら、第 152 回金融商品専門委員会及び第 428 回企業会計基準委員会で聞かれたように (本資料第 11 項参照)、本実務対応報告はヘッジ会計にのみ焦点を当てているため、LIBOR を参照する契約全体について開示することは、本実務対応報告の適用とは直接的には関係のない情報となると考えられる³。
14. なお、IASB の提案では、このような情報を要求しているが (本資料第 2 項及び第 3 項参照)、現行の IFRS 第 7 号「金融商品：開示」では、ヘッジ会計に関して、「リスク管理戦略」、「将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性」、及び「ヘッジ会計が財政状態及び業績に与える影響」を詳細に開示することを要求しており、これらと整合した提案だと考えられる。一方、現行の日本基準ではこのような開示

³ EDINET で 2018 年 12 月 31 日から 2019 年 12 月 31 日に決算日を迎えた企業を対象に検索したところ、複数の大手金融機関 (日系の銀行、証券会社、及び外資系証券会社) の有価証券報告書の「事業等のリスク」(内閣府令第二号様式 記載上の注記(31))において、金利指標改革に関する不確実性やそれが財政状態又は経営成績等に影響を及ぼし得る旨の開示が行われている。

の定めはないため、本実務対応報告における開示内容が IASB と異なったとしても、現行基準との整合性との観点から問題はないと考えられる。

15. 一方で、第 12 項(2)を開示することを目的とした場合、本実務対応報告で定める特例的な取扱いが財務諸表に与える影響を開示することとなるため、財務諸表利用者の意思決定により有用な情報を提供することができると考えられる。したがって、第 12 項(2)を開示することを目的としてはどうか。
16. ここで、現行の会計基準等において、ヘッジ会計に関して求められている開示の定めは以下のとおりである。

重要な会計方針の注記（財務諸表等規則第 8 条の 2）

八 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。）以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。）以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引による価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この号及び第 67 条第 1 項第 2 号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）第 8 条の 8 第 3 項及び第 67 条第 1 項第 2 号において同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。第 8 条の 8 第 1 項及び第 3 項において同じ。）の方法⁴

17. 前項及び脚注 4 に示した現行の定めを踏まえ、本資料第 12 項(2)の開示の目的に沿って、本実務対応報告が適用されている取引に焦点を当て、例えば下記の項目を注記することが考えられる。

本実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、及びヘッジ取引の種類等）及び当該ヘッジ関係に本実務対応報告を適用した理由

18. なお、第 428 回企業会計基準委員会では、本実務対応報告を適用していなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の開示についても検討した方がよいので

⁴財務諸表等規則ガイドライン 8 の 2-8 では、「ヘッジ会計の方法には、繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法に併せて、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るものについて概括的に記載するものとする。」旨が示されている。

はないかとの意見が聞かれた（本資料第 11 項(3)参照）。この点、こうした開示は、以下のような困難さが予想される。

- (1) 有効性評価の結果が、金利指標改革の影響によるものとそれ以外の要因を区別することは困難であり、金利指標改革のみによる純粋な損益の影響額を測定することはできない。
- (2) 特に金利スワップの特例処理を採用している場合や高い有効性があるとして有効性評価を省略している場合、本実務対応報告を適用しても有効性評価を行うことは想定していないため、損益の影響額を把握するためには、追加のオペレーションが必要となり、企業のコスト負担が大きい。

したがって、仮にコストをかけて開示をしたとしても、金利指標改革のみによる純粋な損益の影響額を開示することはできず、このような開示を行うためのコストが、当該開示から得られる有用性に見合わず、コスト・ベネフィットの観点から影響額に関する定めを置くことは適切ではないと考えられる。

19. その他、開示を行う対象について、以下のとおり考えられる。

- (1) 前回の事務局提案（本資料第 10 項(2)参照）では、一般事業会社には開示を免除する提案を行っていたが、定量的な情報（LIBOR を参照している金融商品の取引種類ごとの帳簿価額）を開示しないこととしたため、業種を限定する必要はないと考えられる。
- (2) 本取扱いは、現行の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 40-2 項の注記事項に関する定めに関連するものであり、同様に連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととする。

20. 以上の検討を踏まえ、次のような開示とすることが考えられるがどうか。

- (1) 同一の経済実態であるにもかかわらず、本実務対応報告を適用することにより、これを適用しない場合と異なる会計処理結果となっていることを示すことを目的とする。
- (2) 本実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、及びヘッジ取引の種類等）及び当該ヘッジ関係に本実務対応報告を適用した理由を注記する。
- (3) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととする。

ディスカッション・ポイント

第 20 項の事務局からの提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上